



宮監公表第31号
令和4年5月24日

宮崎市監査委員 阪元 勇
宮崎市監査委員 荒木 敏
宮崎市監査委員 日高 透
宮崎市監査委員 山口 俊樹



定期監査措置状況の公表について

令和3年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

1 監査の対象部課等

総務部

2 講じた措置の内容

別紙のとおり

(報告様式1)

令和3年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和3年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：総務部)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>(総務法制課)</p> <p>①令和3年度の例規集データベース使用料に係る執行伺書について、予定価格が設定されていないものがあった(3件)。 ・例規集コンシェルジュデスク利用契約 ・「例規整備 NAVI」利用契約 ・「通知通達検索」利用契約</p> <p>②令和3年度の断裁機再リースの契約事務について、予定価格は見積書と比較できるよう月額単価で設定すべきところ設計額(総額)としていたため、比較できないものとなっていた。</p> <p>③令和2年及び令和3年度の製本印刷機使用料に係る予定価格書について、予定価格欄に入札書比較価格のみ記載され、予定価格が記載されていなかった。</p> <p>(情報政策課)</p> <p>①令和3年度の消耗品購入に係る執行伺書について、予定価格が設定されていないものがあった(2件)。</p> <p>②令和2年度及び令和3年度の消耗品購入について、令和2年4月1日付け及び令和3年4月1日付け総務部長通知で「単価契約物品が存在するにもかかわらず類似品を契約業者以外から購入しないこと」とされているにもかかわらず、単価契約業者以外から「クラフト封筒長3」を購入していた。</p> <p>・令和2年度</p> <p>【正】236.5円(単価契約金額)×10パック=2,365円 【誤】459円(購入単価)×10パック×1.1=5,049円 差額 2,684円</p> <p>・令和3年度</p> <p>【正】247.5円(単価契約金額)×5パック=1,237円 【誤】408円(購入単価)×5パック×1.1=2,244円 差額 1,007円</p>	<p>①～③予定価格の設定や記入方法について、審査にあたる全ての職員が財務規則や関係法令、研修資料等を確認し、適正な処理を行うよう徹底した。</p> <p>また、負担行為書等の起票時においても、予定価格の記入漏れ等がないか再度チェックを行うよう徹底した。</p> <p>①予定価格書欄への記載、及び決裁時における確認を徹底するようにした。</p> <p>②執行伺の決裁時に、毎回単価契約一覧表を添付し、発注物品が単価契約物品でないか確認を徹底するようにした。</p>

- ③令和3年度のマイナンバーカード推進センター呼出案内システムの機器賃貸借（12回払）に係る契約保証金について、財務規則第105条第1項第6号に規定する「契約金額が50万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき」とは、業務完了後に代金を支払う場合であるにもかかわらず、同号を適用し契約保証金を免除していた。
- ④令和2年度のマイナポイント事業に係る広告掲載に係る契約事務について、委託見積書の金額が100分の10を加算した金額となっており、予定価格書の入札書比較価格と比較できないものとなっていた。
- ⑤令和3年度にリース期間満了に伴い購入した府内LA N端末（7台）について、そのうち3台の端末の所在が不明であった。
- ⑥令和3年度の経済センサス書類配送業務について、見積合せは入札（見積）書の原本を指定した日に提出させ落札業者を決定すべきところ、入札（見積）書をFAXで3者に提出させ落札業者を決定していた。

③指摘事項の原因・理由について係内研修を行い、過去の通知文書についても確認を徹底するよう指導を行った。次年度の契約に向けて、財務規則第105条第1項第3号が適用できることを確認した。

④指摘事項の原因・理由について係内研修を行い、契約時は原則として本市の指定様式を使用するよう徹底した。

⑤リース期間満了の端末を購入する際には、原課における継続使用と推測せず、確実に所在を特定し購入するようにした。なお、平成31年度以降の端末は管理システムとエクセル表で管理しており、引き続き適正な管理を行う。

⑥今後の契約事務において、契約課が作成する庶務担当者実務研修資料や財務規則等の確認を徹底するようにし、適正な契約事務を行うよう徹底した。

（管財課）

- ①令和2年度及び令和3年度の本庁舎外産業廃棄物収集運搬業務委託に係る執行伺書について、予定価格は消費税を考慮した金額で設定すべきところ、税抜単価で記載されていた。
- ②令和2年度及び令和3年度の自動販売機に係る行政財産目的外使用許可について、申請において必要な添付書類が無い、もしくは添付書類はあるものの添付書類からは正しい使用面積が確認できないにもかかわらず、申請書に記載された使用面積で使用料を算定し徴収していた。
- ・令和2年度 14件中13件
 - ・令和3年度 14件中13件

①消費税導入後の政府調達に係る入札について（平成元.2.20自治行第7号）の通知にもあるとおり、予定価格は税込とすべきであったため、再度職員に周知するとともに、担当者及び係員による複数職員による確認作業を行うよう徹底した。

②自動販売機の行政財産目的外使用許可申請の際に、必要な資料の提出を求め、許可面積の確認を行うよう徹底した。

【意見】

(契約課)

①契約課が執行する FAXでの見積合せについては運用基準を定めているが、各課では適用する運用基準がないため実施できない状況である。昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止策及び事務の効率化・迅速化の観点から、契約事務を統括する契約課は、各課において FAXやメールでの見積合せができるよう改善策を検討されたい。

①各課における見積合せについては、物品だけではなく建設工事等を含めて、事務の適正化や合理化を図るため、FAXやメール等により執行できるよう、運用基準の整備に向けて検討を行う。

令和4年4月28日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

